

第七回国会 大蔵委員会 議録 第五十一号

昭和二十五年四月十三日(木曜日)
午前十一時七分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君
理事 岡野 清彦君 理事 北澤 直吉君
理事 小峯 柳多君 理事 小山 長規君
理事 島村 一郎君 理事 尾崎三郎君
理事 川島 金次君 理事 内藤 友明君
大内 一郎君 甲木 保君
鹿野 登吉君 高間 松吉君
三宅 則義君 田中織之進君
松尾トシ子君 宮腰 喜助君
竹村奈良一君 田島 ひで君

出席政府委員

外務事務次官 川村 松助君
大蔵事務官(主計局給與課長) 中西 泰男君
委員外の出席者
外務事務官(大臣官房會計課長) 千葉 皓君
外務事務官(政務局総務課長) 松井 明君
衆議院参事(庶務部長) 山崎 高君
専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

同月十三日
委員勝間田清一君辭任につき、その補欠として中崎敏君が議長の指名で委員に選任された。

四月十二日

国家公務員共済組合法改正に関する請願(土橋一吉君紹介)(第二三二三号)
自転車用発電ランプに対する物品税

第一類第六号 大蔵委員会議録第五十一号 昭和二十五年四月十三日

免除の請願(前尾繁三郎君紹介)(第二三二四号)
高崎税務署の不当課税は正等に関する請願(武藤運十郎君紹介)(第二三二五号)
取引高税犯則処分取消に関する請願(加藤充君紹介)(第二三二六号)
色紙等に対する物品税撤廃の請願(三宅正一君外一名紹介)(第二三七七号)
恩給等受給療養者に未復員者給與法適用の請願(庄司一郎君紹介)(第二三三六号)
同(岡良一君紹介)(第二三三七号)
同外五件(北澤直吉君紹介)(第二四三六号)
同(岡良一君紹介)(第二四三七号)
同(藤枝泉介君紹介)(第二四七一號)
同(青柳一郎君紹介)(第二四七二號)
同(岡延右エ門君外一名紹介)(第二四七三號)
同(小峯柳多君紹介)(第二四七四號)
春慶漆器に対する物品税軽減に関する請願(岡村利右衛門君紹介)(第二三五五號)
芸術陶磁器に対する物品税課税方法改正に関する請願(三宅則義君紹介)(第二三五二號)
九谷焼に対する物品税軽減に関する請願(坂田英一君外一名紹介)(第二三五三號)
真岡税務署の不当課税は正等に関する

請願外一件(佐藤親弘君紹介)(第二三八六号)
黄板紙に対する物品税免除の請願(橋本龍伍君外一名紹介)(第二四四四号)
国庫品納金等端数計算法による円未満切捨金の集金取扱並びに資金化に関する請願(川野芳満君外三名紹介)(第二四二二號)
輸出花むしろ及び野草むしろに対する物品税の免税額設定に関する請願(橋本龍伍君紹介)(第二四二六号)
未復員者給與法の一部改正に関する請願(青柳一郎君紹介)(第二四三八号)
勤労学生の所得中一定額を学資金として非課税とする請願(大矢省三君紹介)(第二四四四号)
同(世耕弘一君紹介)(第二四四五号)
未復員者給與法の一部改正等に関する請願(加藤鐵造君紹介)(第二四七〇号)
揮発油税軽減に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第二四七五号)
の審査を本委員会に付託された。

本日(の)の會議に付した事件
国家公務員等の旅費に関する法律案(内閣提出第一六八号)
○川野委員長 これより會議を開きます。

まず国家公務員等の旅費に関する法律案を議題として質疑に入ります。竹村奈良一君。

○竹村委員 この法案によりますと、大体外国へ行くところの旅費も今度は軽減されていくのでありまして、現在しかも大体は向うの事情がわかぬので、連合国の要員に例をとつてそれを基準として組まれているのであります。そういうような予算は一体どこからお出しになるか。

つたのであります。それを値下げに伴う減額を織り込まずに、当時日当宿泊料につきましての定額の改訂の必要を感じておりましたので、旅費の積算につきましては、運賃の改訂を織り込まずに計上されております。従いまして、一等、二等の運賃の倍率が減少になります。その減少額を引当てにいたしまして、大体この日当、宿泊料の定額の改訂によつて増加する分をカバーするという計画でございます。

○中西政府委員 海外旅費につきましては、先般御審議を得ました海外拂い諸費といたしまして七億の予算を計上してございまして、そのうちから支弁するということになっております。

○竹村委員 これはこの規定以前のものであつて、大体そうした改正によるものを見込んで組まれておつたのであります。

○中西政府委員 大体の外貨資金によりまする旅行計画というもののきわめて荒つぱいと思はれますか、概略的な計画に基いて計上されたものと存じます。

○竹村委員 それできわめて大ざつぱに組んでおられるというので、こういう改正をいたしましたも、その範囲内においてやるといふことになるのですか。説明によりまして、国内旅費におきましては別に予算を設けず、現在の予算の範囲内ということになつておりますが、別に予算を組まなくてもそのまま支給できると考えてよろしゅうございませうか。

○中西政府委員 国内旅費につきましては、当時国内運賃の一等、二等の三等に対する倍率の引下げという話があ

たのであります。それを値下げに伴う減額を織り込まずに、当時日当宿泊料につきましての定額の改訂の必要を感じておりましたので、旅費の積算につきましては、運賃の改訂を織り込まずに計上されております。従いまして、一等、二等の運賃の倍率が減少になります。その減少額を引当てにいたしまして、大体この日当、宿泊料の定額の改訂によつて増加する分をカバーするという計画でございます。

○竹村委員 これはこの規定以前のものであつて、大体そうした改正によるものを見込んで組まれておつたのであります。

○竹村委員 これはこの規定以前のものであつて、大体そうした改正によるものを見込んで組まれておつたのであります。

○竹村委員 それから各省の旅費は一応大蔵省で統一されるというようになつておるのであるけれども、実際上どういふ形でやられておるか、お聞きしたい。

○中西政府委員 旅費の支給額の基準と申しますものは、お手元に差上げました参考資料にございまして、内国旅費規則及び海外旅費規則によりまして、定額が定められております。それに従ひまして各省すべて同一の基準によつて、運用されて参つたわけでございまして。

○竹村委員 新聞紙上でいろいろ伝えられておりますところのいわゆる高級官吏の旅行、たとえば参議院の選挙準備のために、官費で旅行しておることが報ぜられておるのでございしますが、これに対して政府はどういうような方法でその真実を確かめているか、もし確かめられたのであるならば、その結果をお聞きしたい。

○中西政府委員 各省におきます旅費の支給実情と申しますものは、その用務の必要性あるいは計算方法その他につきましても、会計検査院でお調べになつておることと存するわけでありますが、旅費の定額については、すべてこの基準によつて行われておるのでございまして。

○竹村委員 外国旅費のことにつきまして、外国へ行く必要があるのかどうかという点をひとつお聞きしたいので、外務大臣はむだに思いますが、政務次官まで来ていただきたいと思ひます。それからそれからやります。

○川野委員 そうですね、それではさうとばかりいいます。——ほかにありますか。

○川島委員 ちよつとお伺ひします

が、この現行法は二十三年の七月にでき、その後ほとんど改正になつておらない。そこで今度その後における物価事情等を考慮して、旅費、日当等を引上げることにした。ことに日当の中等で従来百二十円が百六十円、宿泊料が甲地は六百円を八百円、乙地は四百八十円を六百四十円というように、およそ三割程度の引上げをするということになつておりますが、この三割というのは物価指数を根拠としてやられたのか。何か具体的な根拠をもつて引上げを行うことにしたのであらうと思うが、その根拠は何に求めているかをお尋ねしておきたい。

○中西政府委員 改訂額の根拠は、大蔵省で各財務部及び同支部に頼みまして、全国各地の旅館の宿泊料の実費額を調査いたしましたその結果と、交通公社等で行つております宿泊料の資料、並びに物価庁でもつて従来統制額でやつておりました各地の宿泊料の類、こういったものを基礎といたしまして、現実の実情に即して計数を出したわけでございまして。

○川島委員 それはそれで了解できますが、日当の方の引上げの根拠はどうですか。

○中西政府委員 日当額は宿泊料の二割ということで、従来やつて参りました。その二割の額を踏襲いたしましたわけでございまして。

○川島委員 宿泊料の二割というのとは、どういふことでさういふように定まつたのですか。

○中西政府委員 日当額は中身を申しますと、食料とその他の諸雑費というところになつておまして、従来旅館の宿泊料と申しますものは、宿泊料と

夜食、朝食というものが大体中身になつておまして、さういつた金額について従来調査資料によりまして、おむね二割というところで、従来より二割といふ金額でもつてはじき出して参つたわけでございまして。

○川島委員 この旅費日当は、今のあなたの説明によれば、さういふ基準が明らかになつておるのだから、その基準以外には取扱わないのだ。これはもつともなお話なんですか。しかしわれわれの聞く範囲におきましては、この旅費が国民の疑惑を引起すような使用方をしておる点も聞かれています。

○竹村委員 今竹村君からも指摘されておる通り、熱海、伊東方面では、最近の宿泊人はほとんどお役所の人が多い。それも高級的な地位にある人が多いといふことを、その地方の業者みずから告白しておるということである。この一つを見ましても、国民の貴重な血税の一部分であるにかかわらず、旅費の名義によつて浪費されておるといふ点があるやに、われわれは想像ができるのであります。たとえば、お尋ねいたしますが、私が直接に聞いた話でまんざらうそではないと思ふのだが、この旅費、日当などは、一年を通算して何課に幾らと割当てられ、従つてそれを支拂う現実の出張等がなくなつて、最後の年度末に余つて来る。余つて出たものはそれを適当に分配をして、適当なところに使うのみならず、実際には出張をしないで、出張をしたという形式をとつてその旅費を費消し、年度末にはあらかじめ計上された予算内だけの額を、一文も繰越しのないように始末をする。さういふ事柄が往々にしてあるらしい。われわれは

これを聞いて、まことに寒心にたえない事柄だと思ふのであります。一体旅費、日当等というものの割当とか、その使い方というものは、会計検査院であつて検査をするのだといへばそれまでですが、さういふ用途についての監督の責任はどこにあるのか。それからまたさういふ事柄が実際にいに行われておるのだから、さういふことに対してそれが忠告をし、警告を発するものであるのか。その点について、この機会にあなたから話してもらいたいと思ひます。

○中西政府委員 お話のございましたように、最終的には予算支出実行上の問題といたして、検査院及び国会で御審議になる問題であると存じますが、第一次的にはもちろん予算の執行に当ります各省各庁の長において、実行上常時それを監督すべき地位にあるものと存じます。

○北澤委員 それでは外国旅費の問題につきまして、ちよつとお伺ひしたい。先ほどのお話では、二十五年年度の予算では外国旅費として七億四千万とあるといふお話ですが、その点についてお伺ひいたします。

○中西政府委員 七億四千万の金額は、海外拂い諸費すべてを一応包含してございまして。その中でまかなわれるべき分でございます。

○北澤委員 そうしますと、今度日本の在外事務所ができました。先般衆議院を通過いたしました在外事務所法におきまして、アメリカにシヤトルとサンフランシスコ、ロサンゼルス、ニューヨーク、ニューオーリンズ、この五箇所に在外事務所ができました。それに関する予算は海外拂いの七億四千万の中

から出るといふふう聞いておりますが、それはどうですか。

○中西政府委員 さうでございます。

○北澤委員 そうしますと、在外事務所五箇所全体の一年分の費用は、大体外貨にして二十七万ドルといふふう聞いておりますが、もしこれを七億四千万の中にとりましますと、あとのくらし残りますか。

○中西政府委員 概算でございますが、七億と申しますと大体二百万ドルに相当するものであります。そこからは二十七万ドル控除されるわけであります。

○北澤委員 この外国旅費のところ、日当、宿泊料につきまして各地域別に書いてありますが、これはやはり一ドル三百六十円のレートに基づいてやつておるのであります。

○中西政府委員 さうでございます。

○北澤委員 先ほど共産党の竹村奈良一君から、日本の役人が外国へ行くことについて質問があつたのですが、われわれの考え方から申しますれば、講和條約以前においても、日本の役人といわず、個人といわず、なるべく多く外国に出まして、日本と外国の關係をますます密接にして行きたいと思ひます。私はさういふ意味から申しますと、外国旅費といふものは、もつとたくさんつてもいいという希望を持つておるものでございまして。特にこの機会に希望を申し上げたいことは、最近日本の役人がアメリカの政府の招聘によつて、たくさんアメリカへ行きますが、その旅費は大部分アメリカの政府で負担する。従つて日本の国庫の

負担でなくて、アメリカの政府の負担に
おいてアメリカに行くというこのよ
うであります。その実際の手続を聞い
ておきますと、日本の役人が臨時的に
アメリカ政府のエンプロイヤーになつ
て契約を結んで、アメリカ政府から旅
費をもらつて行く。こういうふうにな
つておられるに聞いておられますが、そ
うしますと、私は日本の公務員法との
関係で問題があるんじゃないか。公務
員法の百一條によると、日本の公務員
は、よそから給与を受けてはいかぬ、
こういうふうにして書いてあるのですが、
日本の役人がアメリカの政府の招聘に
よつて、臨時的にしろ向うのエンプロ
イヤーになつて、しかも契約を結ぶと
いうようなことは、どうも私は日本の
公務員法制定の精神に反するのではな
いかと思ひます。でありますから、私
は日本の役人が行くのならば、なるべ
く外国のせわにならずに、できるなら
ば日本の旅費で行くようにした方がい
いと思ひます。お伺いしたいのは、そ
ういうふうな日本の役人が臨時的にア
メリカの政府のエンプロイヤーになつ
て、旅費をもらつてというものは、今後ど
ういうふうにお考えになりますか。

○中西政府委員 公務員法との関係に
つきましては、そういつたエンプロイ
ヤーになるという、契約に署名すること
と自身が、公務員法といかなる関係に
立つたかということにつきましては、人
事院の法的な解釈にまつのが適当では
なからうかと存じております。

○北澤委員 日本の政府としまして
は、そういうふうな公務員法との関係
がありますので、なるべくアメリカ政
府の金でなく、日本政府の国庫の負担
において、日本の役人が外国に行くよ

うにした方がいいと思ふのですが、そ
ういう点に對しまして、政府はどう
いうふうにお考えになつております
か。

○中西政府委員 日本政府において使
用し得る外貨資金のわく内におきまし
て、あと限り必要な海外旅行に支障
なからしめることは、お説の通りごも
つともであらうと思ひます。ただガリ
オア資金で参りました場合につきまし
ても、そのかわり資金と申しますか、
それは将来見返り資金の方に繰込むべ
き性質の金ではなからうかという意見
が一部にございまして、そういつた趣
旨からすると、ガリオア資金も一つの
援助資金という性格のものになるのじ
やなからうか、こういうふうにお考え
ております。

○北澤委員 これは希望であります
が、将来日本は一日も早く独立国にな
りたいというわけでありまして、満
しても盗泉の水は飲まず、なるべく旅
行の場合にも日本の金で自前で行く。
よその国から金をもらつて行くとい
うことはしない、なるべく日本の事
情の許す限りにおいては、日本の役人
が外国に行く場合は日本政府の負担で
行くということが、日本の体面のため
にいいのじやないか。これは希望であ
ります。

それからもう一点は今度の旅費規定
によりまして、大体三割方引上げると
いうことになりまして、予算にあると
ころの旅費の定額がわくがきまつてお
りまして、従つて法律によりまして旅
費のレベルを上げまして、予算のわ
くに縛られて、今度は役人の出張ある
いは旅行の度数が減る。旅費の引上げ
の結果、旅行の度数が減るというふう

に思われますが、その点はどういうふ
うでありますか。

○中西政府委員 旅費の予算額は、先
ほど申し上げましたように鉄道運賃の
一等、二等の倍率の引下げというもの
を織り込まないで、当初の改訂前の運
賃額によりまして、予算に計上いたし
ました一定の旅行計画、それに基きま
して予算額を計上いたしてございま
すので、結局おおむね運賃部分の値上り
分をもちまして、宿泊の定額の改訂に
よりまして増加額をカバーし得る。
従ひまして当初計画に基く旅行計画に
は、支障を来さない見込みでありま
す。

○北澤委員 最近私は衆議院の命令
で、山梨県地方の税務署の視察に参つ
たのであります。各税務署とも、要
するに問題は、所得などの調査にあた
りまして、実際の調査の点が不十分で
あるという点にいろいろ問題があるの
であります。結局そういう事態が起き
ますのは、やはり税務署の人たちが十
分に出張して調べるということができ
ない。それにいろいろ原因があるの
であります。やはり旅費が少いとい
うわけで、どうもなか／＼税務署の職員
が地方に出張するのが不十分である
というところに、原因があると思つて
あります。今回三割値上げになるの
であります。問題は旅費のわくがきま
つておられますが、せつかく三割値上
げいたしましたも、税務署の職員が地方
に出で行つて、所得などを十分調査す
るという目的が達せられないのではな
いかと思ひます。将来政府においては
そういう方面に對して十分の予算をど
くお考えでありますか、お伺いたし
ます。

○中西政府委員 必要な旅行計画に基
いて予算が編成されておりますので、
今回の改正によりまして、予算増加
を来さなければ、当初の計画が遂行で
きないという支障は生じないと存する
わけでありまして。

○北澤委員 私がお聞きしたいのは、
大体予算におきましては内国旅費規則
は大体わくがきまつて予算に計上され
ておる。ところが今度の法律によつて
三割値上げするということになります
と、元のわくがきまつておれば、法律
で三割値上げしても予算のわくをふや
さぬ限りは、十分その目的を達しない
のではないか、こう思ふのでありま
す。その点お伺いしたい。

○中西政府委員 予算に見込まれまし
た旅行計画に変更を生じなければなら
ない突発的な事情が生じない限りは、
今のところ予算額をもつて当初の計画
は実行できるのではないかと思ひま
す。

○内藤(友)委員 今のことであります
が、そうすると先般おつくりになつた
予算というものは、今の改正旅費を大
よそ見込まれてつくられておるのであ
りますか。

○中西政府委員 大体予想して予算は
積算されておるのであります。

○内藤(友)委員 そうすると法律が通
りもせぬのに、通るものかということ
を予想しておやりになるのですか。そ
うすると予算というものはまことに変
なものでございましてね。

○中西政府委員 予算とその支出の根
拠になります法律というものは、並行
して同時にでき上るべきものだと考え
ます。

○内藤(友)委員 実は旅費の改正法は

われ／＼はこの二、三日前に初めて耳
にいたしました。今までのい／＼な説
明を承りますのに、今度こういう意図
があるのだということは、一度も聞い
たことはないであります。従つて私
どもはあの予算というものは、旧の旅
費規則のもとに編成されたものと了解
しておつたのであります。その了解
はそうでなかつたということござい
ます。重ねてお尋ねいたします。

○中西政府委員 私どももいたしまし
てはこの法案を今国会において御審議
願うという予定のもとに、事務的に御
連絡申し上げたつもりでおつたのであ
ります。

○内藤(友)委員 納得しません。
○川野委員 ちよつと速記をとめて、
ください。

○川島委員 ちよつとお伺いします。
国会議員が国内の諸視察をいたします
場合、そこに随行として、国会の委員
部あるいは専門調査員、そういう方面
から、従来一緒になつてまわつてら
つておられる場合に、その随行の人たち
の等級が比較的低い人もおつて、日当、
宿泊料などが、当然に実際の宿泊料に
及ばないという事態が聞かれます。そ
ういふ場合において、さりとて議員と宿
泊をいたします場合に、宿泊料が少い
のだからといつて、別の宿舎にとまる
というふうなことは、実際問題とし
ては行かない。こういう問題をプ
ール計算でやつてしまつて、またあとで計
算するのだというならば、そこに調整
をとることもできないわけではない。
しかしながら今度のこういう法律で定
めて、別々の計算で行くことにかりに
いたしますと、国会議員の視察につ

て行きます。そうした若い随行者にとつては、まことにたいへんな負担増になる。この負担増を解消しようとするれば、別の宿舎にとつて、別の行動をとらなければならぬ。それであつてはまた随行者の真の意味を達すること、きわめて支障を来すというジレンマに陥つて来るのですが、そういう問題については、何か当局として特段の措置を考へておられるだろうと思ひます。その点考へがあらうと思ひましたら、この機会に聞いておきたいと思ひます。

○山崎庶務部長 従来衆議院関係の職員に影響のあります関係法律案につきまして、政府の方で起案する場合におきましては、大体事務的な打合せといひまして、原案のお示しがあつて、それについて事務的な意見の交換をするのが例になつておつたのであります。今回これを見ますと、そういうことがございまして法案が御提出になり、私どもも初めて拜見したのであります。その点従来のような旅費規程、国会職員が議員と随行者の場合は同額支給できることになつておりますが、それが可能なりやいなやについて、今しきりと研究いたしております。大蔵省の方でも立案者として、法律の解釈上、そういうような例外的な措置が講ぜられることになれば、けつこうなことであります。そうでないと、議員随行者の場合には非常に困るのではないかと、いろいろに思つております。しきりに研究いたしまして、適当な措置をとれるかと思ひますが、その点御了承願ひたいと思ひます。

○田島委員 今のお答えは私にはよく聞えませんが、私どもは秘書をいただいております。秘書の職能を完全に遂行しようといひますと、秘書の旅行といふことも相当問題になると思ひますが、秘書の旅費などについて、あるいはまた日常の交通関係について、何か特別のおはかりがあらうでしょうか。その点をちよつとお伺ひたいと思ひます。

○山崎庶務部長 議員秘書の関係につきましては、あれは最初から任用、職務等一般職員と完全に切り離してあります。国会職員全般が特別職でありましたときも、全然別個な取扱ひをしておりました。つまり任用の資格、あるいは勤務時間の関係が、一般職員と同じような関係になりますと、秘書を置いた趣旨にもとる点もございまして、また不便の点もあると考へて、全然任用の方につきましても、届出で済ますというふうな関係になつております。その中で、旅費等についても、今のところ全然考慮してありません。秘書の建前上、立案の当初からそういうふうになつておりますので、もし議員秘書全般について、何かそういうふうな点はこころすべきである。――非常勤職員としては扱つておりますが、さらに秘書の旅費あるいは給與全般につきましても、いろいろと御意見があるようでして、これはやはり議院全般の問題といひまして、議院運営委員会あるいは各党の皆さんに御研究願つて、新しく検討し直すかはかと思ひます。今のところは当初のまゝになつております。旅費等は支給できないことになつております。その辺御了承願ひたいと思ひます。

○田島委員 もう一点お伺ひいたします。この法律によりますと、一応全公務員の旅費の引上げになつておりますが、下級職員の旅費とか移動旅費といふものは、現在非常に少いのでございと思ひます。上級職員との比率はどんなふうになつておりますか。その点をおわかりでしたら、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○中西政府委員 職員のグレードに応じます比率は、法案の別表に掲げてあります。八級職以上漸次一割増しになつていくわけでございます。

○三宅(則)委員 私は数点だけ御質問申し上げます。各委員からも御質問があらうから、要点だけを申し上げます。いゝゆる転任いたしましたにつきまして、宿舎がなくて、場合によると遠くの方から通つてくる人があります。官吏の移動につきましては、宿舎という点と交通があるわけでありまして、各地におけるところの局長とか課長等は住居を持つておられます。か。おそれる私が見るところによりますと、半分ぐらいは地方の国務局、税務署においても宿舎がないといふことで、遠くから通つてくるのではないかと。また前任地からわざわざ高い汽車賃を拂つて通つてくる人もあります。こういうことを考慮して、もう一つは親族、家族も考慮して、別表について百キロ一万幾らというふうなことで、そろばんをはじいておられますか。そういう点をお聞きしたいと思ひます。

○中西政府委員 住居状況につきましては、審議を経ました予算の中から、公務員の国鉄宿舎といふものを予算を最も有効に使ひまして、住居事情を改善したいと考へております。第二点の移動料につきましても、これは家族を随伴して移動する場合には、この定額によつてすべて支給することになつております。

○三宅(則)委員 百キロ未満は一万六千円、百キロ以上は二万一千円、こういうふうに書いてありますが、かりに子供が三人、五人おつても同じでしようか。前の三十八條を見ますと、多少増額されるようにも考へられますが、その辺をちよつと事務的にあります。一応御説明願ひたいと思ひます。

○中西政府委員 お話の移動料は、これは家財移動料でございます。被養親族が移動する場合には、それによつて法案の規定に基づきまして、本人相当の額を基準にいたしまして、旅行の費用が支給される、こういうことでございます。

○三宅(則)委員 今の御説明によつてよくわかつたのであります。次に会議費といふものが相当あるものであります。これは大蔵省も、農林省も、通商省も、各省ともほとんど毎月所長会議あるいは課長会議といふものが、中央において行われておるのであります。今度の旅費規定で相当増額にはなつておりますが、その意味において、先ほど北澤委員が御話になつたようにあります。回数が増減するか、もしくは早く切り上げて夜行で帰るといふことになるのではないかと、思ひますが、その辺をもう一つ承りたいと思ひます。

○中西政府委員 御説の通り、会議は最も有効に必要な限度において開催され、その日程も最も有効に使用されるべきものだと思ひます。

○三宅(則)委員 大分大まかなお話でございますが、もちろん将来日本全体が飛行機で飛び歩きできるようになるという構想でありまして、そういう希望があると思ひます。ついでには最近のうちに――これはもちろん講和会議が開かれておらない時代でありま

すから、簡単にには行かないと思ひます
が、将来はそういうような線に沿つて
大いに努力してもらつて、迅速果敢に
國務を推進するといふ線で大蔵省は立
案せられたらと思ひますが、その御意
思がありますか、承りたいと思ひま
す。

○中西政府委員 すべては今後の情勢
の推移によつて善処したいと存するわ
けであります。

○田中(總)委員 私一つお伺ひしてお
きたいのは、従来の旅費の支給関係と
の関連でございますが、先般食糧政策
に關する問題で農林省の食糧厅长官、
その他農政局長等が、興業の自由党の
幹部諸君とともに、湯河原會談なるも
のをやられたといふことが出ておるま
すが、どうした場合の旅費の支出が従
来どういふように取扱われて來ておる
か、お答えを願ひたいと思ひます。

○中西政府委員 お話の農林省の今の
會議に於いての旅費がいかに支給され
ておりますか。まだ私どもの手元にお
いてはつきりいたしてありません。

○田中(總)委員 これは私會談の内容
そのものには触れない問題であります
けれども、こうした類似の會合に公務
員が出張する場合に、国民の負担によ
るところの國費から支出されておる場
合があると思ふのです。どういふ場
合は明確にしなければならぬと思ふ。
私が具体的に申し上げました湯河原會
談の場合の支出關係がどういふよう
なつておるかといふことは、調べて報
告してもらひたい。これを希望して
おきます。

次にこの問題はおそらく出たこと
と思ひますが、提案の理由説明の中
に、従来の旅費規程の基準は一昨年の

七月に置いてありますが、その後にお
ける鉄道運賃等の値上り、その他の關
係を考慮して改訂せられるといふこと
であります。そういたしますと、これ
は今非常に重要な問題になつて、一応
予算にはそのまゝになつております公
務員の給與ベースの全体的な改訂との
關係において、これが立案策定せられ
たものかどうか。その点について何か
そういう公務員の給與ベース改訂は政
府の方針でやらない。従つて実質資金
の俸給だとか、何らかの意味において
収入を確保するといふような見地か
ら、これを立案したものかどうか。今
公務員の給與ベース全体の改訂とい
ふことが、大きな政治問題になつてお
る矢先に、こういうものが出て來るとい
ふことは、これはきつめて意識深いも
ういふ公務員の給與全体の改訂とい
ふ観点から、この法律が策定せられた
のかどうか。この点についての御説明
を願ひたい。

○中西政府委員 御承知でもございま
すように、旅費といふものは実は給與
と見るべきものではございませんで、
國が公務の遂行上必要と認めて旅行を
命じました場合には、旅行に伴つてい
る必要経費を基礎にいたしまして、その
必要経費を支給すべきであるという建
前から、計上されたものでございま
す。従ひまして一応本人の收入との關
連において考えられたものではござい
ません。

○田中(總)委員 この点は議論になら
うかと思ひますから、私多くを申し上
げませんが、公務員は確かに公務の遂
行のために出張しなければならぬ。そ
の旅行しなければならぬ場合の実費を

補填するといふ考え方で、この法律が
制定せられたものだといふことであれ
ば、これはその限りに於いて了承でき
るのであります。そういたしますなら
ば、私の間わんとしておりますところ
の公務員全体の給與の改訂の問題も、
やはり公務員のいわゆる生活費を償ふ
こと、實際的にいへば生活費を償ふ
う建前に立つて、これを検討しなければ
ならぬと思ひますが、中西政府委員
はその点についてはいかなる御見解を
持つておられるか。承つておきたいと
思ひます。

○中西政府委員 この國會において、
數回にわたりました主務大臣等より御
説明のありました通りでございまし
て、私より意見を申し上げる限りでは
ないと思ひます。

○田中(總)委員 少くともこの法律に
關する限り、あなたは政府提案者であ
る政府を代表して來ておる。従つて主
務大臣から答へなければ、あなたの御
意見は述べられないといふような、そ
ういふ一貫性のない政府ではわれ
は困るのです。私の申し上げておるこ
とは、少くとも給與の問題について
も、この法律を制定したと同じ根拠に
おいて、再生産費を償ふに足るだけの
給與をやつてやるといふ考え方は、給
與に關するあらゆる場合における基本
原則だと思ふのですが、その基本原則
はお認めにならぬのですか。

○中西政府委員 ただいま申し上げま
したのは、旅費は実費を支給するとい
うのが大體の建前でありまして、給與
ではないといふ意味において申し上げ
た次第であります。その点御了承を願
ひたいと思ひます。

○田中(總)委員 この法案の審議は大

體今日で終る模様であります。あと
からでもつけようでありますから、旅
費の支出につきまして少し資料を出し
てもらひたい。ともすれば年度末に予
算の残をいへるな名目の出張で出し
ておる。従ひましてこれは非常に広汎
なものにならうかと思ひますけれど
も、たとえば十二月、一、二、三月の
各省の旅費の支出、月別の増加の關係
を見たいと思ふのです。そういう点が
見られるような適當な資料を出してい
ただくことを、この際要求をしておき
ます。

○中西政府委員 御要求の資料につ
きましては、各省各庁に御要求の筋によ
り照會いたしまして、できるだけ資料
の集まります範圍において、御要求に
沿ひたいと思ひます。

○川野委員 外務省關係の説明員が
お見えになりましたので、先ほど質問
の保留になつておりました竹村委員
君の質問を許します。

○竹村委員 先ほど大蔵省の方からお
伺ひしたのですが、この海外出張に対
する旅費の規定を一応変更されるわけ
ですが、それは大體この予算の範圍内
でやられる。大體七億円の予算の中か
ら、これを出すのだといふことになつ
ておるのでありますが、この予算の七
億円を組まれるときに、この新しい規
定によつてやつて行くといふことを見
込んでお組みになつたかどうか。こ
の点をお伺ひしたい。

○松井説明員 御説明申し上げま
す。七億円の予算を組むにあたりまして
は、いろいろ相談を受けておりまし
て、具体的にどの會議とどの會議に出
るので、これだけかかるというふうな
数字をはつきりはじき出して、七億円

という数字が出たわけではございま
せん。

○竹村委員 私のお伺ひいたしており
ますのは、古い予算を組まれるとき、
この法案を出すんだといふことを予定
して、予算を組まれたかどうかとい
うことをお伺ひしたいのです。

○松井説明員 法案を出すことは關
係ございせん。ただ政府といたしま
してどういふ會議には出たらよろ
う。また出ることを希望する。ある
いは招請が来るであらうといふたよう
なものを検討いたしまして、予算を出
しておるわけでございます。この法案と
は外務省としては直接は關係いたして
おりません。

○竹村委員 もちろん法案とは關係な
いかもしませんが、しかしこの
の法案によつて支給するとする場合
は、前の古い規定で出しておるのだか
ら、これは増額をしなければならぬと
思ふのですが、その点を聞いておるの
です。

○松井説明員 前の規定でできるもの
と、時期的にこの法案が通つてから新
しい規定になるものと、おのずから二
つあると思ひます。

○竹村委員 講和條約がまだ締結され
ていない今日、本年度に各國へどれだ
けの人間を出張せしめる用意がある
か。どの國へ何人くらいおやりにな
る計画があるのか。その点を詳細に御
説明願ひたい。

○松井説明員 一年といわれましますと
よつと御説明できないかと思ひますが、
一応四月一六月について政府といたし
まして考慮いたしておりました會議につ
いて申し上げます。第一は國際電氣通
信連合の第三回高周波放電會議、これ

はフーレンスで開催されております。それから國際衛生機關の第三回總會、これは四月七日から約一箇月間の予定でジュネーブで開かれております。それから國際防疫事務局會議、これはパリで開かれる予定になっております。それから國際衛生口防疫準備會議、それからユネスコ總會第五回、フーレンスで開かれます。これは五月でございます。それから六月には國際労働機關の第三十三回總會、ジュネーブにおいて開催されます。そういったようなものを一応予想いたしておきます。もちろんこれはまだ必ずしも出ることに決定したわけではございませんし、また招請が必ずしも全部来ておるといふわけではございません。一応の予測でございます。

○竹村委員 そういたしますと、そういう招請が来た場合に、どの国から招請が来て、政府の方においては全部お出しになるお考えですか。

○松井説明員 一般的にはちよつと申し上げかねると思いますが、特定の國ににつきましては、おの／＼検討いたしまして決定したいと思つております。

○竹村委員 そうすると、やはり現在吉田さんの考へておられるように、ある特定の國だけには出て行きますけれども、特定の國には出さないという考へが政府の方ではつきり決定しているのですか。そうでなしに、招請があつたらどの國へも出て行くという考へでおられるかどうか。

○松井説明員 それは特定な場合にぶつかつてみませんと、はつきり申し上げかねます。

○竹村委員 政務次官がお見えになり

ましたので、政務次官にお伺いいたしますが、講和條約がまだできていない今日、外國へお出しになることについて、先ほど一応プランを聞いたのでございしますが、招請が来た場合に、特定の國だけではないに、世界各國どの國へでも出張せしめる御意思であるかどうか伺いたい。

○川村政府委員 お答えいたします。ただいままでのところでは、相手國の方から招請がありました場合、それが連合軍司令部に参りまして、司令部から連合軍司令官の許可がありまして、それから日本政府の方に申込みが来ます。そうした順序において、さしつかえない限り、日本政府の方におきましても、その態度に依つて外國に派遣いたしております。

○竹村委員 そうすると、連合軍司令部の許可を得られた分、日本政府としてはそれでも参加する必要なしと考へて、参加せしめないというような方針をおとりになつたことがありますか。

○川村政府委員 ありません。

○竹村委員 そうすると向うから招請があり、連合軍最高司令官の許可があつた場合においては、日本政府において独自の考へでこれに出席しないというやうなことは、できない状態に置かれていたわけですか。

○川村政府委員 できないということはないと思ひます。それはそのときの状況によりまして、判断に基いて、さしつかえなければその態度に應ずるという方針であります。

○竹村委員 それではこの法案の表の中に、ソ同盟に対するところの旅費というものが抜けているのは、一体ソ同盟

盟に對しましてはもう全然おやりにならぬということ、初めから規定しておられるかどうか。

○川村政府委員 ソ同盟からまだ全然そういう態度がないと思つております。

○竹村委員 法律を制定される場合には、あるかないかという現実のものではないに、先ほどお伺いいたしましたように、各國から招請があつた場合、あるいは態度があつた場合、必要に応じて出張せしめる、こゝ言つておられるのですが、態度がないからというので法律にはお入れにならないのですか。

○川村政府委員 ソ同盟に對しましては、「その他の地域」というところに入つておるのであります。

○竹村委員 これが現在の政府の性格なんだ。そこに問題がある。ソ同盟は小さい國だとお考へになる。かしろぬが、実はわれ／＼から見たら、世界の中では相當な大國だと考へるのです。日本政府といたしましては、ソ同盟は「その他の地域」に入れないはならぬというくらい小さくお考へになつておられるかどうか。

○川村政府委員 大きいとか小さいの問題じゃありません。そういう大小の問題ではないと思ひます。

○竹村委員 それは大体この表から見ますと、「その他の地域」というところに入つておると、こゝおつしやいますけれども、ずつと各國を並べられまして、そして「その他の地域」とこゝいうことは、一体どういう考へ方から出て来るのか。私たちの考へでは、小さいところでも一々書き表わしておられるから、今吉田さんの考へておられる單獨講和を結ぶんだという前提のもと

に、そういうことを言われておると考へるのですが、その点いかがですか。

○川村政府委員 ただいま大蔵省の課長からこの点に對して御説明申し上げたいと言つておりますから、かわりませう。

○中西政府委員 お答えいたします。ただいまの「その他の地域」につきましては、実情が今のところ検討しても困難であるという事情から、「その他の地域」に含めまして次第であります。結局実情が漸次わかつて来るに應じて、その定額というものは、漸次定められて行くことにならうと思ひます。

○宮澤委員 現在までの公務員の出張旅費の問題ですが、實際三日間行けばよいのに六日間くらい日数を計算して、旅費を支給している場合が諸官庁に大分あるやうです。たとえば裁判所の場合だということ、青森縣の殺人の現場へ臨むというやうな場合に、結局三日間でよいのに六日間の旅費を支給するといふやうなことをやつたり、あるいは地元の警察のせになつたり、あるいはまたその被害を受けた家庭のせになつたりといふやうな場合が非常に多かつたのです。今回これを改正するにあたりまして、いろ／＼事情を考へて検討したやうですが、現在のこの旅費、宿泊料、食卓料というやうなもの、實際まだ不足なやうですが、政府はこれを妥當と思つてきめたのか。それとも今後これではいけないからこれを修正するといふのか。これを伺いたい。

○中西政府委員 その定額につきましては、全国の各都市につきまして、宿泊料の実情というものを調査いたしま

した結果に基いて定めた次第であります。

○宮澤委員 實際実情に沿わない場所が非常に多い。甲地というところ、おそらく大阪だと東京だとかいうことになると思ひますが、今まで六百円であつたものが八百円に上つた。しかし八百円ではおそろく宿泊させないと思ふ。われ／＼は今回税制觀察に阪神方面に行つて来て、へたに知らずに飛び込んでしまつと、二千八百円もとられてしまつという場合が非常に多いので、どうもこの考へ方が妥當でないように思ふのですが、政府では妥當だと思つてきめたのでしょうか。

○中西政府委員 お答えいたします。旅館の規定額につきましては、旅館にも一級ないし三級というふうな各種類がございまして、少くともわれ／＼公務員は、旅行いたします場合に、心構えをいたしましては、宿泊する場合には、日常生活的延長であるといふやうな心構えでもつて、旅行すべきものであるといふ見地からいたしまして、この規定額でもつて、現状において実情に即應するものであると信ずる次第でございます。

○宮澤委員 一応この点はさておきまして、今回のこの旅費の問題、外國旅行の問題について、大体は政府のお考へは米國方面に行く旅行のやうに考へておられるやうですが、しかしわれ／＼はこの貿易問題について、中共との取引も盛んにしなければならぬ。あるいはまた東南アジア、近東方面、南方方面の取引もこれから考へて行かなければならぬ。こゝろしてみるとあらゆる事情で諸官庁の方々が海外へ渡航して、その實際の事情を調査しなければなら

ない。こういう日本の国家の経済再建に重大な問題を擲えて、海外へ渡航する人が非常に多くなると思うのです。これを七億円というような限界をつけたのは、そういう事情を考慮したものでしょうか。あるいはまた労働会議だとかそういう特別な場合のみを考へてやつたものでしょうか。その点をちよつとお伺いしたいと思います。

○中西政府委員 大体使用し得る外貨資金のわくというものを目途といたしまして、計上されたわけでございます。

○宮腰委員 そうすると外貨資金がより以上獲得できるということになれば、これ以上増額できるのでしようか。

○中西政府委員 情勢がかわつて参りますれば、それに即応する必要があるかと存じます。

○宮腰委員 これはごく最近に必ず問題になり、中日貿易議員連盟でも、とりあえず実際の貿易業者並びに諸官庁の方々に、この中共なり東南アジア、近東方面の経済事情調査のために、ぜひ行つてほしいのだという決議案を出すことになつておりますが、それがもし急速にきまるといふようなことになると、おそらく七億円ではとうてい足りないのじやないかと思ひます。そうするとこの七億円のわくは、外貨を獲得しなければできぬというお話ですが、そういう膨脹した場合に緊急の措置ができるかどうかお伺いしたいと思います。

○中西政府委員 今のお話の点につきまして、七億円と申しますのは、公務員その他国費を支弁して旅行させる場合の外貨のわくでございます。

員以外の者が用務のために海外に旅行する場合のわくにつきましては、この金額とは別途に処理されるべきものであるという次第であります。

○川野委員長 ほかに御質疑はありますか。——なければ本案に対する質疑は打ち切りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議がないようですから、国家公務員等の旅費に関する法律案については、質疑を打ち切ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

昭和二十五年五月十七日印刷

昭和二十五年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所